

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

03

2022

今年も年度末を迎えます。いろいろ動きが多くなる時期ですが、しかるべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



生前贈与分の合算と格差固定化防止～相続税・贈与税のあり方～

- ◆ 4月から業務での運転前後のアルコールチェックが必須に
- ◆ 転職者の募集方法と転職者の転職活動方法
- ◆ 中小事業者における個人情報安全管理に対する取組

生前贈与分の合算と格差固定化防止 ～相続税・贈与税のあり方～

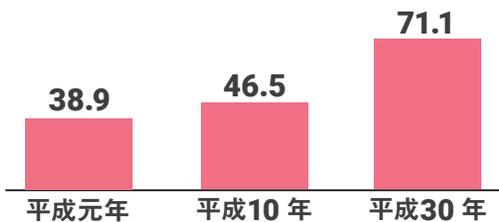
生前贈与分を相続財産と一体化することについて、“改正”ではなく“検討”の旨が令和4年度税制改正大綱に示されていました。この“一体化”について、内閣府の資料^{*1}等から確認します。

高齢世代の貯蓄と「老老相続」

同資料によれば、2014年における年代別の金融資産残高のうち、全体の約6割に相当する約1,000兆円を60歳以上が保有しているなど、高齢世代の貯蓄額は高い傾向にあります。

また、日本人の平均寿命が延び、死亡者（被相続人）も相続人も高齢者という、いわゆる「老老相続」が増えており、結果として相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況にあります。

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比
【被相続人の死亡時の年齢80歳以上の割合(%)】



内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日) 資料:相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比」<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

連年贈与による税負担軽減

その一方で、若年世代が相続人となるまでの期間が長いことを逆手に、本来ならば相続税よりも税負担水準が高いはずの贈与税を、将来の相続税よりも低い負担となるように暦年単位で計算(暦年課税)をしながら、タイミングを見計らい長期にわたり生前贈与を行うこと(連年贈与)で、税負担を抑えた資産移転が可能となっています。

同資料では、以下の前提で15年間連年贈与をした場合の税負担が、生前贈与をしなかった場合に比べて2,275万円減少する計算例を紹介しています。

【前提】

- 被相続人(贈与者)の総財産は10億円。
- 相続人は3名(配偶者と子2名)。
- 配偶者は、相続により5億円(法定相続分相当)を取得。
- 子2名は、それぞれ贈与又は相続により計2億5,000万円(法定相続分相当)を取得。
- 子2名にそれぞれ毎年700万円を贈与。

(単位:万円)

生前贈与年数	贈与税額	相続税額	合計
なし	0	17,810	17,810
5年間	880	16,147	17,027
10年間	1,760	14,485	16,245
15年間	2,640	12,895	15,535

内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日) 資料:連年贈与による税負担軽減の計算例」<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

資産移転の時期の選択に中立的な税制

経済社会の構造が変化する中でのこのような生前贈与を活用した税負担の軽減について、国は適切な税負担がないまま次世代へ資産が移転されることによる、中立性の欠如と格差固定への懸念を示しています。

たとえば政府与党の令和4年度税制改正大綱には、今後の税制改正に当たっての基本的考え方の中で、『相続税・贈与税のあり方』として、次の一文がありました。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

この「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」とは、具体的には**生前贈与をしてもしなくても最終的な税の負担が変わらないような税制をつくる**ことを指しており、実現するには、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する必要があります。

相続時精算課税制度

この相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する制度として、現行では“相続時精算課税制度”があります。これは、この制度選択後の生前贈与分を、相続時に相続財産に加算して相続税の計算をしながら、当該生前贈与分に係る贈与税を精算する制度で、平成15年度(2003年度)に次世代への資産移転や、これによる消費拡大と経済活性化の観点から導入されました。ただし、この制度を適用して令和2年分の申告をした人員数は3万9千人で、暦年課税の44万6千人と比べて利用が多いとはいえない側面があります。

諸外国の制度を参考に

また、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する制度を構築するために国が参考として示しているのは、アメリカ、ドイツ、フランスの税制です。いずれの国も贈与税と相続税(アメリカは遺産税)を一体的に捉えて課税しています。他方、日本では現状、相続時精算課税制度適

用分を除き、相続前3年以内の贈与分しか一体的に課税されていません。

国名	相続財産額と一体的に課税される生前贈与分
アメリカ	一生涯の累積贈与額
ドイツ	相続前10年以内の累積贈与額
フランス	相続前15年以内の累積贈与額
日本	(暦年課税)相続前3年以内の贈与 (相続時精算課税)選択後の累積贈与額

内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料:我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較」<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

上記諸外国を参考に、どこまでの生前贈与分を一体的に課税することになるのか等、今後の情報に注目していきましょう。

非課税措置の見直し

なお、相続税と贈与税の一体化の他、経済対策の一環で設けられた次の非課税措置については、ある程度まとまった金額まで贈与税の負担がないことから、格差固定化を防ぐ等の目的で見直しが示唆されています。

非課税措置	非課税限度額
	適用期限
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(教育資金用の贈与)	1,500万円
	令和5年3月31日
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(結婚や妊娠・出産・育児資金用の贈与)	1,000万円
	令和5年3月31日
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置(マイホーム取得用の贈与)	1,000万円 ^{※2,3}
	令和5年12月31日 ^{※2}

※2 令和4年度税制改正適用後(2022年1月1日以後の贈与)の内容です。
※3 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅以外は500万円が非課税限度額です。

こちらもあわせてご確認ください。

※1 内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料 [総4-2] 説明資料(資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について)」
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>

4月から業務での運転前後のアルコールチェックが必須に

道路交通法施行規則の一部が改正され、2022年4月から、業務上、自動車を使用する一定の者は運転前後のアルコールチェックが義務付けられます。この業務は、安全運転管理者の業務として追加されることから、ここでは安全運転管理者の選任と追加される業務を確認します。

安全運転管理者の選任

自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、次のいずれかに該当する台数を使用している場合には、安全運転管理者を選任しなければなりません。

- ① 乗車定員が11名以上の自動車1台以上
- ② その他の自動車5台以上(自動二輪車(原動機付自転車を除く)1台を0.5台として計算)

例えば、A市にある本社(使用車両10台)とB市にある支店(使用車両5台)があった場合、それぞれで選任します。

また、台数の判断にあたって、自家用車を通勤にのみ使用している場合には含めませんが、その自家用車を業務に使用している場合には台数に含めることとされています。

さらに、自動車20台以上を使用している事業所においては、**20台ごとに副安全運転管理者を1人選任すること**になっています。

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に事業所を管轄する警察署に届け出る必要があります。

なお、安全運転管理者等の選任を怠ると、罰則として5万円以下の罰金が定められています。

追加される業務

安全運転管理者の業務は、交通安全教育や運行計画の作成、運転日誌の備付け等、多岐にわたりますが、**2022年4月1日から、次の①及び②の業務が追加**されます。

- ① 運転前後の運転者に対し、その運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ② 酒気帯びの有無を記録し、記録を1年間保存すること

記録する事項は、次の通りです。

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務にかかる自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法
 - a. アルコール検知器の使用の有無(2022/10/1～)
 - b. 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

2022年10月1日からは、一定のアルコール検知器を用いて①を行い、⑤aを記録します。このアルコール検知器は、常時有効に保持する義務もありますので、ご注意ください。

飲酒・酒気帯びでの運転は絶対しないことを従業員等に意識付けるとともに、安全運転管理者等の選任義務がある場合には届出の確認と、今回のアルコールチェック業務を適正に実施できるように準備を進めましょう。

転職者の募集方法と 転職者の転職活動方法

人材採用においては、自社が望むような人材が採用できないことがあります。ここでは、昨年11月に発表された調査結果*から、転職者の募集方法と転職者の転職活動方法に関するデータを見ていきます。

ハローワークの割合が低下

上記調査結果から、転職者がいる事業所での転職者の募集方法をまとめると、表1のとおりです。

【表1】転職者の募集方法（複数回答、%、ポイント）

	割合	増減
ハローワーク等の公的機関	57.3	-8.4
求人サイト・求人情報専門誌、新聞、チラシ等	43.2	4.7
縁故（知人、友人等）	27.6	-3.2
自社のウェブサイト	26.6	8.0
民間の職業紹介機関	24.8	7.5
スカウト	7.2	1.3
親会社、グループ会社	7.0	1.3
会社説明会（合同説明会を含む）	4.6	-0.6
その他	4.8	-2.3

厚生労働省「令和2年転職者実態調査の概況」より作成

募集方法で最も割合が高いのはハローワーク等の公的機関（以下、ハローワーク等）で、57.3%でした。次いで求人サイト・求人情報専門誌、新聞、チラシ等（以下、求人サイト等）が43.2%となっています。以下、縁故（知人、友人等）や自社のウェブサイト、民間の職業紹介機関が20%台で続いています。

前回調査（2015年）からの増減をみると、ハローワーク等が8.4ポイント減少しました。一方、自社のウェブサイト、民間の職業紹介機関は5ポイント以上増加しています。

求人サイト等が4割弱に

次に、転職者の転職活動の方法をまとめると、表2のとおりです。

【表2】転職活動の方法（複数回答、%、ポイント）

	割合	増減
求人サイト・求人情報専門誌・新聞・チラシ等	39.4	15.2
ハローワーク等の公的機関	34.3	-7.0
縁故（知人、友人等）	26.8	-0.9
企業のホームページ	15.1	1.2
民間の職業紹介機関	14.8	-4.2
出向・前の会社の斡旋	7.0	0.8
企業訪問	2.5	0.4
その他	8.5	-2.6

厚生労働省「令和2年転職者実態調査の概況」より作成

50%を超える方法はなく、求人サイト等の39.4%が最高となりました。ハローワーク等が34.3%で続いています。縁故も25%を超えました。

前回調査からの増減では、求人サイト等が15.2ポイント増加しました。ハローワーク等は7.0ポイントの減少です。民間の職業紹介機関も4.2ポイント減少しています。

転職者の転職活動方法は、求人サイト等が中心となっています。採用募集がハローワーク中心になっている企業は、今後は求人サイト等の活用も検討してはいかがでしょうか。

*厚生労働省「令和2年転職者実態調査の概況」

2020年（令和2年）10月1日時点の状況に関する調査です。全国17,218事業所とそこに就業している一般労働者の転職者が対象です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/6-18c-r02.html

中小事業者における個人情報の安全管理に対する取組

ここでは、個人情報保護委員会が2021年10月に発表した調査結果^{*}から、中小事業者における個人情報の安全管理に関する取組をみていきます。

ウイルス対策ソフトが8割

上記調査結果から、中小事業者が個人情報の安全管理に関する技術的な措置として実施している施策をまとめると、下表のとおりです。

実施している施策では、ウイルス対策ソフトウェアの導入や、ウイルス対策ソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持が80%を超えました。

1年以内に実施予定の施策では、メールに添付するファイルの暗号化パスワードによる保護の11.6%が最高となりました。

改正法の全面施行は目前

2020年改正の個人情報保護法が今年4月より全面施行され、個人情報の漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある一定の場合（不正アクセスによる漏えいや1,000人を超える漏えい等）には、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されます。

この法律は、原則としてすべての事業者に適用されます。自社の個人情報保護に不安がある事業者は、取組を進めておきましょう。

個人情報の安全管理に関する技術的な措置として実施している施策（%）

	実施している	1年以内に実施予定	将来的には実施する予定	無回答
ウイルス対策ソフトウェアの導入	81.8	1.9	8.0	8.3
ウイルス対策ソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持	80.1	2.7	8.3	8.9
従業者に付与する利用権限の最小化（利用できる範囲の管理）	47.5	8.6	31.2	12.7
不正アクセス対策に用いているソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持（ウイルス対策ソフトウェアを除く）	44.9	7.5	33.5	14.1
個人情報を取り扱わない従業員の個人情報へのアクセス制限（アクセス権の設定による管理）	40.0	8.8	37.0	14.2
メールに添付するファイルの暗号化パスワードによる保護	36.1	11.6	40.0	12.3
ファイアウォールの設置（ポートスキャン等の対策）	35.8	7.7	41.4	15.2
ログの取得、保存	28.8	9.2	46.7	15.3
脆弱性情報の常時収集と、迅速なセキュリティパッチの適用	26.0	9.7	47.7	16.7
ログの定期的な分析による不正アクセス等の検知	23.8	10.5	49.8	15.9
個人情報を取り扱うパソコンやネットワークは、インターネットと接続しない	23.3	9.9	53.1	13.8
システムネットワークの監視ツールの導入	19.9	10.4	53.0	16.7
WAF（ウェブアプリケーションファイアウォール）の設置	18.6	9.5	54.4	17.5
脆弱性診断の実施	16.8	10.3	55.4	17.5
IDS/IPSの導入	16.4	10.0	56.1	17.6
個人情報を暗号化して保存	11.0	10.7	63.1	15.2
PCI-DSS（クレジットカード情報セキュリティ基準）への準拠	10.0	8.6	63.0	18.4
仮想ブラウザの導入	4.2	8.2	69.1	18.6
その他	1.3	2.1	25.4	71.2

個人情報保護委員会「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査（報告書）」より作成

^{*}個人情報保護委員会「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査（報告書）」

国内に本社を置く民間の中小規模事業者から無作為抽出した25,000事業者を対象に、2021年2月～3月に実施された調査です。なお表の数値は四捨五入の関係で100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R2_chuushou_anzenkanri_report.pdf

【お仕事備忘録】 WORK REMINDER

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

01 国外財産調書の提出

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

02 財産債務調書の提出

所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、「その年分の所得金額が2,000万円超」、かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上」の場合には、「財産債務調書」を提出しなければなりません。提出期限は、その年の翌年3月15日です。

03 確定申告の税額の延納の届出書

所得税等の確定申告分については、2022年3月15日（火）まで（振替納税の場合は2022年4月21日（木））に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を2022年5月31日（火）まで延長することができます。延納期間中は利子税がかかります。

贈与税についても、納期限までに金銭による一時納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、5年以内の年賦による延納ができます。こちらも延納期間中は利子税がかかります。

04 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

05 所得税の更正の請求

所得税の確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、原則、法定申告期限から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

06 新年度の36協定の締結

従業員に法定労働時間を超えて労働させたり、休日労働をさせたりするためには、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。年度単位で締結している企業も多くあるので、4月を起算としているところでは、忘れずに協定の締結と届出を行いましょ。なお、昨年より36協定の電子申請がより簡単になっています。

07 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定の作成

年度単位など4月始まりで変形労働時間制を採用している企業では、労使協定や年間カレンダーの作成を忘れずに行いましょう。

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	火	大安	
2	水	赤口	
3	木	友引	
4	金	先負	
5	土	仏滅	啓蟄
6	日	大安	
7	月	赤口	
8	火	先勝	
9	水	友引	
10	木	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分）
11	金	仏滅	
12	土	大安	
13	日	赤口	
14	月	先勝	
15	火	友引	●確定申告の提出期限（所得税、住民税）、所得税納付期限（現金納付） ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限 ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告の提出・納付期限
16	水	先負	
17	木	仏滅	
18	金	大安	
19	土	赤口	
20	日	先勝	
21	月	友引	春分の日 春分
22	火	先負	
23	水	仏滅	
24	木	大安	
25	金	赤口	
26	土	先勝	
27	日	友引	
28	月	先負	
29	火	仏滅	
30	水	大安	
31	木	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付）